

第4 無窓階の取扱い

1 無窓階は、床面積に対する開口の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

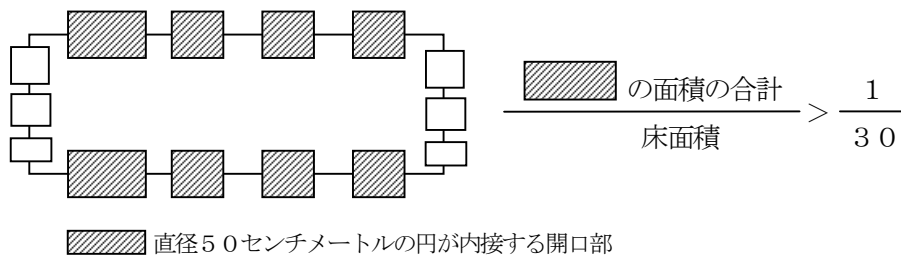
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の2によるほか細部については、次によるものであること。

(1) 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上又は消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

ア 11階以上の階

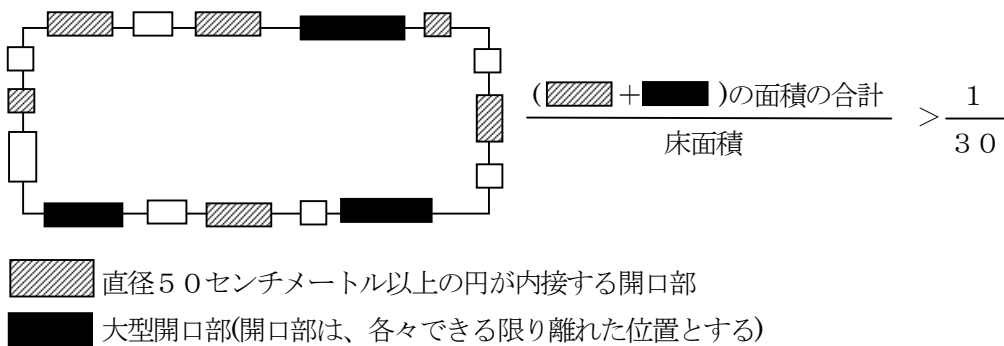
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階であること。(第4-1図参照)



第4-1図

イ 10階以下の階

前アの場合と同様であるが、前アの開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。(第4-2図参照)



第4-2図

(2) 開口部の位置（参考：昭和50年6月16日付け消防予第65号）

ア 開口部の高さ

次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

- (ア) 不燃材料で造られ、かつ堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

(エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

(オ) 避難上支障のないように設けられていること。

イ 通路その他の空地との関係

次に掲げる空地等は、規則第5条の2第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

(ア) 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

(イ) 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。

(ウ) 1m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

(エ) 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。

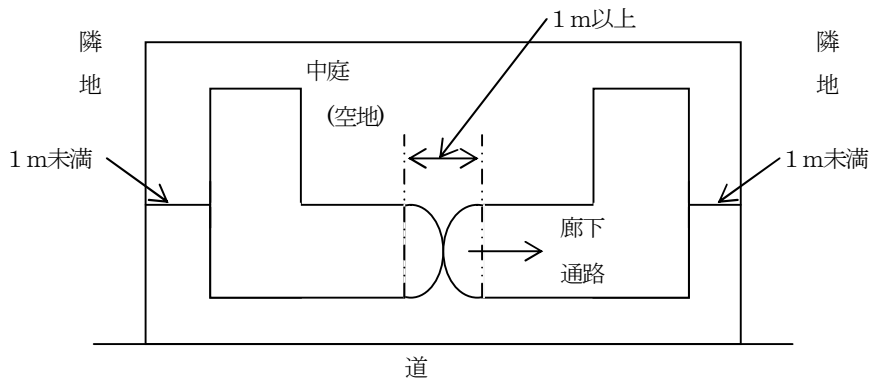
(オ) 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。

(第4-3図参照)

a 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1m以上であること。

b 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

c 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。★



第4-3図

(3) 開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第5条の2第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものとして取り扱うことができる。

ア はめ殺しの窓等 (FIX)

(ア) 普通板ガラス (JIS R 3201)、フロート板ガラス (JIS R 3202)、磨き板ガラス (JIS R 3202)、型板ガラス (JIS R 3203)、熱線吸収板ガラス (JIS R 3208)、熱線反射ガラス (JIS R 3221) 又は低放射ガラスで、ガラスの厚さが6mm以下のもの。

(イ) 強化ガラス (JIS R 3206) 又は耐熱板ガラスでガラスの厚さが5mm以下のもの。

(ウ) 複層ガラス (JIS R 3209) で、2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)又は(イ)により構成されているもの。

(エ) (ア)から(ウ)以外であって、窓を容易にはずすことができるもの。

イ 屋内でロックされている窓等

(ア) ア(ア)から(ウ)までの窓等については、はめ殺しの窓等と同様に取り扱う。

(イ) 網入板ガラス (JIS R 3204) 又は線入板ガラス (JIS R 3204) 入り窓等のうち、ガラスの厚さが6.8mm以下のもので当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。

(ウ) (イ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等のうち、ガラスの厚さが10mm以下のもので当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。

(エ) 複層ガラス (JIS R 3209) で、2枚のガラスのうち、1枚が前ア(ア)又は(イ)に掲げるもの、1枚が網入板ガラス (JIS R 3204) のうち、ガラスの厚さが6.8mm以下のもの (当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものに限る。) で構成されているもの。(表4-1参照)

表4-1 ガラスの種類による無窓階の取扱い ★

ガラス開口部の種類		開口部の条件		無窓階の判定 (規則第5条の2)	
				足場有り	足場無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射板ガラス 低放射ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸		△	△
		F I X		×	×
	厚さ10mm以下	引き違い戸		△	×
		F I X		×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
合わせガラス	備考4	引き違い戸		△ (備考4)	△ (備考4)
		F I X		×	×
倍強度ガラス		引き違い戸		×	×
		F I X		×	×
複層ガラス	前頁(3) ア(ウ) aにより構成	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
	前頁(3) ア(ウ) bにより構成	引き違い戸		△	△
		F I X		×	×

凡例

○…規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合おおむね1/2の面積で算入する。)を規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×…規則第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

備考

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
ここでいうバルコニーとは、建基令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの。
- 2 「引き違い戸等」とは、片開き、開き戸その他、通常は屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 合わせガラスとは、JIS R 3205に規定するもの。2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。

なお、次に掲げる合わせガラスについては、有効な開口部として取り扱う。

(1) 足場の無い場合

ア フロート板ガラス6mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス

イ 網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス

(2) 足場の有る場合

ア フロート板ガラス5mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス

イ 網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス

ウ フロート板ガラス3mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+型板ガラス4mm以下の合わせガラス

5 倍強度ガラスは、JIS R 3222に規定するもの

ウ シャッター等

シャッター等は、原則として有効開口部として認めないが、次の措置を講じた場合は、この限りでない。

- (ア) 避難階に設けられた軽量シャッターで、屋内外から手動で容易に開放できるもの。（屋外からは、消防隊が特殊な工具を用いることなく解錠できること。）
- (イ) 自動火災報知設備又は煙感知器連動により解錠し、屋内外から手動又は電動（非常電源付）で開放できる装置が設けられているもの。
- (ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので開放装置の放水口が1階又は避難階にあるもので、次のいずれかにより開放できるもの。
 - a 屋外から水圧により解錠し、手動又は電動開放装置（非常電源付）により開放できるもの。
 - b 屋外から水圧によりシャッターを開放するもの。
 - c 屋外から水圧により電動開放装置のスイッチを作動させ開放するもの。
 - (a) 電動開放装置には、非常電源が設けられていること。
 - (b) 水圧解錠装置等は、認定品（「消火設備等認定委員会」で認定し、総務省消防庁から通知されたもの）であること。
 - (c) 電動機は、不燃材料（普通、網入りガラス、アルミを除く。）で耐熱カバーされていること。
 - (d) 起動回路は、耐熱配線、非常電源回路は、耐火配線であること。
 - (e) 屋外に設ける起動装置の保護板は、鍵を用いなくても容易に破壊することができるものであること。
- (エ) 24時間体制で勤務員がいる防災センター等から遠隔操作により開放できるもの(非常電源付きに限

る。)

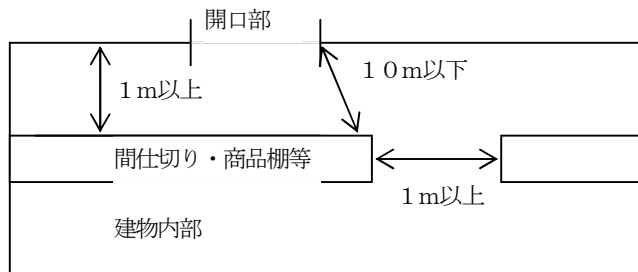
エ 二重窓

- (ア) はめ殺しの窓で、ア(ア)又は(イ)に掲げるもの
- (イ) 屋内外から開放できるガラス入り窓等
- (ウ) ウに該当するシャッターとガラス戸

オ 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手で開放できるものに限る。）

カ 開口部と間仕切り壁・商品棚等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（第4-4図参照） ★

- (ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障がないこと。
- (イ) 間仕切り壁・商品棚等の出入口と一の開口部との距離は、おおむね1.0m以下であること。
- (ウ) 通路及び間仕切り壁・商品棚等の出入口は、幅員がおおむね1m以上で、通行に支障がないものであること。



第4-4図

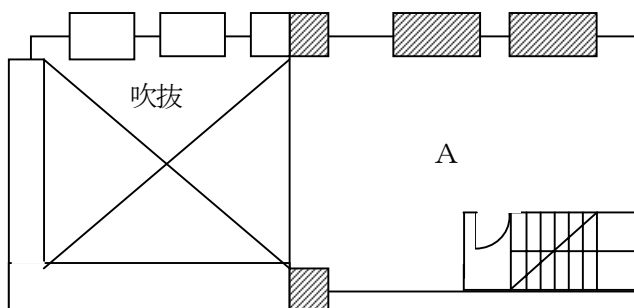
キ 開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除又は雨除等は避難及び進入に支障ないものであること。

ク 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により表4-2により判断するものであること。

2 その他

吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。 (第4-5図参照)

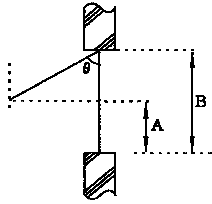
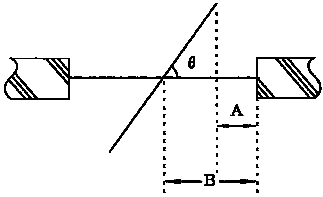
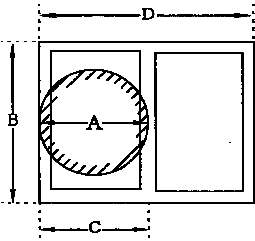
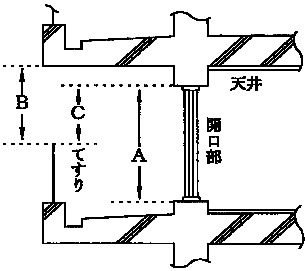
- ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



- A 床面積に算定する部分
- 開口部の面積に算定する部分

第4-5図

表4-2

	型 式	判 断
突き出し窓等	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
引き違い窓	 <p>(注) 1 A及びC = 1/2D 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。 B=1.0m(0.65m)以上 C=0.45m(0.4m)以上 (注) ()内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは、1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。 これによりがたい場合はCを開口寸法とする。</p>